

令和8年度こども施策推進に係る意見聴取業務仕様書

1 業務内容

主体的に意見表明ができるこども・若者を主なターゲットとし、こども・若者に特化したモニターを合計300名募集する。モニター登録者に対し、オンラインアンケートを年間3回実施する。

また、アンケート結果等を踏まえ、双方向のコミュニケーションにより、さらに議論を深める場として、モニター限定のワークショップと一般参加者を募って実施するフォーラムを同日開催する。

基本的な業務内容は以下のとおりとする。具体的な内容については、企画提案により、県と協議の上、決定すること。

(1) ぐんまこどもモニター制度の設置・運営

ア モニター募集

効果的な募集方法、媒体等について提案されたい。

- ①申込みフォームを用いて参加者を募ること。なお、モニターの任期は令和9年3月31日までとする

※「ぐんま電子申請受付システム（LoGo フォーム）」を使用することもできる

- ②モニターは、群馬県との関係性（在住・在学・在勤・出身等）を有するこども・若者とし、以下4区分で合計300名募集すること

a 小学生（4～6年生）

b 中学生

c 高校生世代（申込み日が属する年度末時点の年齢が16～18歳）

d 大学生世代（申込み日が属する年度末時点の年齢が19～24歳）

※区分ごとの募集定員は設けないが、区分ごとに偏りが生じないように、特に高校生世代、大学生世代の集客に努めることとし、また、中山間地域や町村部に在住するこども・若者の集客につなげるための効果的な周知方法について提案されたい。

- ③周知広報（チラシ制作・配付、SNS発信等）を行うこと

- ④応募内容の確認及び応募者多数の場合の選定対応（抽選等）を行うこと

A マイナンバーカード（表面）や学生証などで、応募者が確実に対象年齢であることを確認すること

b 応募者が未成年の場合は、保護者の同意を得ていることを確認すること

c 応募者が②に記載の人数に満たない場合は、期限を定めて追加募集をすること

- ⑤応募者への当選、不当選連絡を行うこと

※モニターに関する情報発信は、群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」内で行うため、別途、専用サイト等を作成する必要はない。

イ モニター管理

- ①モニターリストの作成・管理（個人情報管理）を行うこと

- ②登録情報（連絡先等）に変更があった場合の変更対応を行うこと

③引っ越し等による登録辞退者への対応を行うこと

ウ モニター委嘱状等送付対応

①登録が決定したモニターには、委嘱状またはそれに代わるものを発行すること

②回答の謝礼として、アンケート3回のうち、2回の回答者には500円分、3回の回答者には1,000円分のQUOカードをモニターへ送付すること

※謝礼発送過程において、不着などの不測の事態が生じた場合は、県と協議して速やかに対応すること。

エ 運営

事業タイトル「ぐんまこどもモニター」、キーフレーズ「みんなの声がミライをつくる」、キービジュアル「“ねーね”と“なーに”」については、県に帰属するものを踏襲して提案すること。

チラシ制作やワークショップ・フォーラム開催にあたり、更新が必要な場合は対応すること。

(2) オンラインアンケートの実施・運営

具体的な実施方法、各成果物のイメージ等を提案されたい。

ア オンラインアンケートを3回実施すること

a 各回の回答期間はおよそ2週間程度とし、実施時期は、県と協議の上、決定する

※想定スケジュール 第1回：7～8月、第2回：9月、第3回：12月

b 受託者側で、フォームの作成、モニターへの連絡、集計、分析、報告書の作成（校正を含む）を行う

c アンケート終了後、個別回答一覧をすみやかに県に納品すること

d 報告書は一般公開を想定して作成、アンケート終了後3か月以内に納品する

イ アンケート項目

1回につき20問程度とし、各区分に共通する項目と、各区分でそれぞれ設定する項目とで構成すること

具体的には、こどもに関する様々な施策（「ぐんまこどもビジョン2025」目標数値等）を中心に群馬県のこども施策に関する分野について、受託者と県で協議の上、決定する。より効果的な調査・集計・分析ができるよう提案されたい。

※下記3「業務遂行上の留意点」を参照のこと。

※後述の「ワークショップ・フォーラム」のトークテーマを募集することも考えられる。

※過去に質問した内容は、県ホームページを参照のこと。

ウ アンケート実施方法

回答率90%以上の達成を目標とし、オンラインフォーム上で回答できるよう具体的な仕組みを提案されたい。

(参考) R6年度：メールシステムを活用した回答方法 平均回答率 75.4%

R7年度：SNSの拡張機能を活用した回答方法 平均回答率 95.4%

(3) 「ワークショップ・フォーラム」の開催

ア 開催案

日時：令和8年10月28日（水）県民の日 1日間実施

場所：群馬県庁舎内 GINGHAM、NETSUGEN を想定

内容：こどもの権利、こどもまんなか社会、こどもの意見聴取等

①モニター限定のワークショップ（モニター20名程度）

②一般参加型の公開フォーラム（モニター及び一般参加者120名程度・オンライン併用可）

対象：②の主なターゲットは以下とする。

- ・モニターを含むこども、若者
- ・子育て中の保護者
- ・県・市町村職員

イ フォーラムの具体的な内容案について

①モニター限定のワークショップ

モニターが特定のテーマについて考えるワークショップを非公開で実施する。

- 参加者を学齢期に応じてグループに分け、モニター5名程度に対して1名をファシリテーターとして配置すること
- ファシリテーターは日頃からこども・若者の意見を聴く活動をしている方とし、県と協議の上、決定すること
- 参加したモニターに交通費として1,500円相当の謝礼を手交すること

②一般参加型公開フォーラム

- こどもの権利に詳しい有識者、子育て中の著名人等をゲストに迎え、モニターを含むこども・若者、子育て中の保護者、県・市町村職員などの参加者も交えたトークイベントとすること

※当日のトークテーマ、ゲストの人選、実施手法は受託者が提案の上、県と協議して決定する。なお、司会についてはエフエム群馬ラジオパーソナリティーの内藤聡氏の起用を想定

③企画・運営等

- 当日に利用するスライドや資料等を用意すること
- ファシリテーターや司会・ゲストとの事前打合せを行うこと
- ワークショップの結果を県に報告するとともに、参加者にもフィードバックできるように公開用テキストレポートを納品すること
- フォーラムの当日の様子を撮影し、30分程度の編集動画を制作し、県の校正を経て、納品すること

※編集にあたっては、県が定めるクオリティチェック項目を考慮すること

※県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」での公開を想定

④満足度測定

ワークショップ・フォーラムの参加者に対し、アンケートを実施するなどイベントへの参加満足度を測定すること。

ウ フォーラムの告知・宣伝について

①デジタルチラシ制作

フォーラム告知のためのデジタルチラシを制作し、PDFで納品すること

②告知・宣伝

実施の1.5か月前を目処にイベントの周知、参加者募集を行うこと。告知・宣伝にあたっては、参加目標数の集客のため、より効果的な周知方法を提案されたい。

(例) ・ラジオ放送での告知

・こども・若者が集まる施設でのデジタルサイネージ告知

(4) 県実施事業「声を聴かれにくいこどもへの意見聴取」の報告書の作成

「ぐんまこどもモニター」には応募しにくい環境や状態にある「声を聴かれにくいこども」を対象に、県が独自に実施する意見聴取結果の報告書を作成されたい。

デザイン調整

聴取した意見について、とりまとめ、分析、原稿の作成まで県で実施し、共有された原稿をもとにデザイン調整を行い、デジタルデータで納品すること。

(5) 業務完了報告書の提出

本委託業務にて実施した内容等をまとめ、県が指示する日までに業務完了報告書（任意様式）として提出すること。以下事項については、必ず記載すること

- ①事業の実施概要（実施回ごとの参加者数を含む）
- ②アンケート回答率やワークショップ・フォーラム参加者の満足度
- ③今後の運用についての助言等
- ④その他、県が必要と認める事項

2 業務実施計画書の策定

本件業務契約締結後、以下の内容を記載した計画書(任意様式)を受託者が速やかに策定し提出すること。なお、計画は県との協議を踏まえ決定すること。

- (1) 事業全体の概要
- (2) 各事業の具体的事業内容
- (3) 業務執行体制
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先を必ず記載
- (5) 全体のスケジュール
- (6) その他、県が必要と認める事項

※計画の策定後にその内容を変更する場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

3 業務遂行上の留意点

(1) 多様な価値観の尊重

業務で発信する事柄について、特定の価値観を押し付けるような内容とならないよう、十分に留意すること。

(2) こども・若者からの意見聴取の手法

①本業務の実施にあたり、こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」を参考にされたい。

▶ <https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline>（こども家庭庁HP）

②モニターアンケートの実施、結果の分析、報告書の作成にあたり、群馬県が策定し

た「ぐんまこどもビジョン 2025」及び「群馬県こどもまんなか推進プログラムを参考にされたい。

▶ <https://www.pref.gunma.jp/page/692495.html>

▶ <https://www.pref.gunma.jp/page/710044.html>

③アンケートの質問項目については、過去の実施結果を参考にされたい。

▶ <https://www.pref.gunma.jp/page/673573.html>

④フォーラムの企画等にあたり、令和7年度に県において実施した意見聴取のイベントを参考にされたい。

▶ <https://smilelife.pref.gunma.jp/childrearing/kodomo-monitor/forum2025/>

(3) こども・若者のプライバシーへの配慮

①本業務で聴取した意見や成果物の公開範囲について、参加者に事前に説明を行い、了承を得ること。未成年については、保護者の同意も得ること。

②当該事業に参加したことで不利益を被ることがないように、公開する成果物等に事前に了承を得た事項を超える個人情報が含まれていないか十分に確認すること。

4 その他

(1) 本事業は国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用して実施するため、業務完了後に会計検査等の対応が生じる場合がある。

(2) 本業務に関する証拠書類は委託期間終了後5年間保存する必要がある。

(3) 本業務により制作された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

(4) 本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(5) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守しなければならない。

(6) 受託者は、委託業務を開始する前に、個人情報取扱事務における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について、県へ書面で報告しなければならない。

(7) 本業務委託の遂行に伴い発生した登録者等とのトラブルに対しては、受託者の責任において誠意をもって対応すること。

(8) 本業務の実施に必要な事項（県との打合せを含む）に係る一切の経費については、委託額に含むものとする。

(9) 本仕様書に記載の無い事項及び内容の詳細については、その都度、群馬県との協議により決定する。